

【49用 語】

【生類…しようるい】命のあるもの、生き物

【憐愍…れんびん】「れんみん」とも読む。憐れむこと、情けをかけること

【麁末…そまつ】「粗末」とも書く。扱いがおろそかなこと

【全（詮）議…せんぎ】罪人の取り調べ、吟味

【急度…きつと】厳しく、しっかりと、必ず、確かに

【曲事…くせごと】「きよくじ」とも読む。不法、過失、処罰、罪科

【不届…ふとどき】不行き届き、道理に合わないこと、無礼、不法

【五人組…ごにんぐみ】庶民の隣保組織、法令遵守・年貢完納・治安維持など相互扶助や相互監視を目的とした。原則として村方では本百姓、町方では地主・家主の五戸を一単位とした。

【自然…しぜん】「じねん」とも読む。おのずから、もし、万一、そのうち、やがて

【子細…しさい】詳しいこと、理由、事情、異議、異論

【博奕…ばくち】賭博（とばく）のこと、丁半・カルタ・富くじ・三笠付けなど様々な種類のものが流行した。

【いたしめ】いたしめる。いためつける。懲（こ）らしめること

【49解 説】

五代將軍徳川綱吉は、就任当初から儒学や仏教の教えによる人心教化を図り、忠孝の奨励、夫婦兄弟の仲、召し使いなどを憐れむよう命じた。綱吉はまた貞享四年（一六八七）以降、人宿・牛馬宿などで重病の生類を遺棄することを禁じ、江戸市中の飼い犬の数・毛色などを帳簿に記すよう命じるなど、生類憐れみに関する法令を次々に発し、違反者に対する取り締まりも強化した。対象となった生類は動物や鳥類・魚介類に及び、とくに牛馬・犬・鳥類に対する保護が厳しかったといわれる。

本文書は年代の記載がないものの、右の「生類憐れみの令」に関連する法令の覚書（写し）であることは明らかである。内容は前々から発している生類憐れみの遵守、捨て子・捨て犬・捨て牛馬の禁止、さらに博奕についても合わせて禁じている。なお、「生類憐れみの令」の違反者は厳罰に処せられたことから庶民には不評で、宝永六年（一七〇九）正月綱吉が死去すると、六代將軍家宣はただちに廃止した。よって、この覚書は元禄から宝永年間頃に発せられたものと思われる。